

2011年5月18日

変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第14条 (略)	第1条～第14条(現行どおり)
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>会長に事故がある場合は、社長が株主総会を招集し、議長となり、社長に事故がある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>あらかじめ取締役会において定めた代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>前項の代表取締役に事故がある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p>
第16条～第21条 (略)	第16条～第21条(現行どおり)
<p>(代表取締役等)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p> <p>② <u>取締役会は、その決議により会長および社長を各1名選定する。</u></p>	<p>(代表取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p> <p style="text-align: center;">【削除】</p>
第23条～第37条 (略)	第23条～第37条(現行どおり)

以上